所属	教育委員会事務局	担当	学校運営支援センター学務担当	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	学校給食費
----	----------	----	----------------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 ・・・ いずれかの記号を入力 ※修正目標 ・・・ 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

合計(過年度+現年度) 過年度 В1 現年度

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、<u>百円単位を四捨五入した、千円単位の参数</u> ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

					過年度分					現年度分					合計				
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ġ	工	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	р'		オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" = (エ+エ') ÷ (ウ+ウ')	ク" = (カ+カ') ÷ (ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 字元 実績	172,592	0	172,592	52,194	0	52,194	30.2%	30.2%	120,398	7,025,185	6,955,889	0	6,955,889	99.0%	99.0%	69,296	97.4%	97.4%	189,694
B 令2 実績	189,694	37	189,657	37,872	0	37,909	20.0%	20.0%	151,785	512,894	512,894	0	512,894	100.0%	100.0%	0	78.4%	78.4%	151,785
C 令3 修正目標	151,785	0	151,785	32,298	0	32,298	21.3%	21.3%	119,487	2,970,424	2,970,424	0	2,970,424	100.0%	100.0%	0	96.2%	96.2%	119,487
D 令3 実績	151,785	4 4	151,789	20,786	0	20,782	13.7%	13.7%	131,003	2,365,826	2,365,826	0	2,365,826	100.0%	100.0%	0	94.8%	94.8%	131,003
E 令4 当初目標	119,487	0	119,487	25,450	0	25,450	21.3%	21.3%	94,037	2,970,424	2,970,424	0	2,970,424	100.0%	100.0%	0	97.0%	97.0%	94,037
F 令4 修正目標	131,003	0	131,003	17,947	0	17,947	13.7%	13.7%	113,056	2,461,380	2,461,380	0	2,461,380	100.0%	100.0%	0	95.6%	95.6%	113,056
G 当初目標	113,056	0	113,056	15,489	0	15,489	13.7%	13.7%	97,567	2,461,380	2,461,380	0	2,461,380	100.0%	100.0%	0	96.2%	96.2%	97,567

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数を供養を強については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

					回收	?債権								整理	債権				合計
分類		各種催告中	て、財産調査中 又は 行方不明等で所 在など調査中 又は	差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】	換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、	納誓約により、 分割納付中であ り、 現在の分割納 付額で、10年以	特約等又は分 納誓約により、 分割納付中だ が、	(期限延長)して いるもの	⑨ 換価猶予等又 は履行等以 は履行延又は 特約等数を行 が、 分割納付り、 行 方行。 を か の の も の の の の の の の の の の の の の の の の		が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回 収見込みがない もの	なおは まなは は続く は様れ を定しくは はに を確定 には には には には にが の には にが いいない にな の にい にも の の の の の の の の の の の の の	の受任通知が 届いているもの	免責決定を受け	処分の停止の 決議を行ってい るもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を	困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】			残高の合計 = 上記2のD (令3実績)のケ及びケ' ※残 残るでは、 ・ 残を催出。 五入 に伴う不除(会は、 不一計網をとなった。 ・ 女となった。 ・ 女と、 ・ 女と、 女と、 女 と、 女 と 、 と 、 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
過 未収値 の件数		0 1,56	9 0	0		248	0	(355	2,172	C	51	44	C)	0	891	986	3,158
度 未収金	i	0 80,16	В	0		17,462	0		10,285	107,915	C	578	967	C)	0	21,543	23,088	131,003
現 未収値の件数	i権	0	0 0	0		0	0		0	0	C	0	0	C)	0	0	0	0
生 大収金 残高		0	0 (0) (0	o	(0	0	C	0	0	c		0	0	0	0

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権:(④ → ⑤) 又は⑥ 又は⑦ 又は⑧ 又は⑨ / 整理債権:{{⑩ 又は⑪ 又は(⑫ → ⑬)}→ ⑭ } 又は⑮ → ⑯

令和3年度 決算見込に 3,158 おける 債務者数

令和3年度決算見込における 3,158 未収債権の件数(過年度+現年度) 令和3年度決算見込における 131.003 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実績)のケ"

4	今和	3年	度の	取象	田内	突の	検証など	Ë

	過年度	現年度
取組内容	- 高額未納者を中心に弁護士への滞納整理等の業務委託については、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響により見合わせているが、今後の状況を見ながら実施の判断を行う。 今後の状況を見ながら実施の判断を行う。 各学校と連携し、過年度債権について分納智約など債務承認を得ることにより時効到来日の延期を図る。 - 再三の催告にも反応せず納付意思を示さない未納者に対しての法的措置の実施については、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響により見合わせているが、今後の状況を見ながら実施の判断を行う。 - 他告の際にペイジーの利用案内と多言語での案内文を同封する。 - 現地訪問の取り組みを強化し、直接、保護者等と納付交渉を行う。	
	高額未納者を中心とする弁護士への滞納整理等の業務委託については、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響により実施を見送ることとした。 各学校と連携し、過年度債権について、電話による管促を実施し、分納室約など債務承認を得ることにより時効到来日の延期を図っている。 ・借告の際にペイジーの利用案内と多言語での案内文を同封し、納付しやすいような情報提供を行った。 ・現地訪問の取り組みを強化し、直接、保護者等と納付交渉を行っている。	
課題	・未納者の中には再三の催告に対して、分納室約書の提出や連絡もなく納付意思を示さないケースもある。 ・最新の住所を調査し、現地調査を行っても居所不明となっているケースがある。	
改善策	・令和4年度の取り組み内容による」	

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組	・各学校と連携し、過年度債権について分納緊約など債務承認を得ることにより時効割来日の延期を図る。 ・権告等の納付書を発送する際にペイジーの利用案内と多言語での案内文を同封する。 ・電話による他告を実施する際も、日中に連絡が取れない債務者に対し、夜間に電話したことにより納付に繋がったケースもあるので、引き続き取り組む。 ・電告による納付がなぐ電話連絡の取れない場合などに対して、現地訪問の取り組みを強化し、直接、保護者等と納付交渉を行う。 ・再三の権告にも反応せず納付意思を示さない未納者に対しての法的措置の実施については、令和2~3年度において新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響により見合わせていたが、実施を検討していた。 ・最初を迎えた債権で回収困難なものについて債権放棄を進めるべく、モラルハザードを考慮の上、債権放棄をするための条件整備や実施時期について検討していく。	

6	今和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較		キ収全確定1倍田以上の信集	のみ記事
D.	う利ノエ塔手槍における俄以楽の以う行下が用い野	•••	木収 表 秀 島 一息 円以 上の 値 惟	ひりかくまに、歯

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	過年度徴収率	20.0%	

	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	100.0%	

	大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	78.4%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由 政令指定都市すべてが給食費の公会計化を実施していないため未調査

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 ・・・ いずれかの記号を入力 ※修正目標 ・・・ 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度 B1 現年度 B1 合計(過年度+現年度) B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、<u>百円単位を四捨五入した、千円単位の参数</u> ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

					過年度分								現年度分				合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	
	ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	工	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	р'	工'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" = (エ+エ') ÷ (ウ+ウ')	p'' = $(p + p')$ ÷ $(r + p')$	ケ" =ケ+ケ'	
A 字元 実績	55,772	0	55,772	8,423	0	8,423	15.1%	15.1%	47,349	467,937	453,650	0	453,650	96.9%	96.9%	14,287	88.2%	88.2%	61,636	
B 令2 実績	61,636	161	61,475	14,547	0	14,708	23.7%	23.9%	46,928	455,589	440,690	0	440,690	96.7%	96.7%	14,899	88.0%	88.0%	61,827	
C 令3 修正目標	61,827	0	61,827	6,000	0	6,000	9.7%	9.7%	55,827	447,261	438,316	0	438,316	98.0%	98.0%	8,945	87.3%	87.3%	64,772	
D 令3 実績	61,827	▲ 5,530	67,357	7,535	0	2,005	11.2%	3.2%	59,822	440,625	422,325	0	422,325	95.8%	95.8%	18,300	84.6%	84.5%	78,122	
E 令4 当初目標	64,772	0	64,772	8,000	0	8,000	12.4%	12.4%	56,772	434,261	425,576	0	425,576	98.0%	98.0%	8,685	86.9%	86.9%	65,457	
令4 修正目標	78,122	0	78,122	9,000	0	9,000	11.5%	11.5%	69,122	430,001	421,401	0	421,401	98.0%	98.0%	8,600	84.7%	84.7%	77,722	
G 当初目標	77,722	0	77,722	9,000	0	9,000	11.6%	11.6%	68,722	416,001	407,681	0	407,681	98.0%	98.0%	8,320	84.4%	84.4%	77,042	

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数を依债務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

					回収	債権								整理	債権				合計
分類	① 滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	② 督促状送付後、 各種種告中 又は 納付交渉中のも の	て、財産調査中 又は 行方不明等で所 在など調査中 又は 個人債務者が	差押手続中のもの以位でののでは、	⑤ 【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、	⑥ 換価 番等 取 は 特	納誓約により、 分割納付中だ が、 現在の分割納 付額では、完納	(期限延長)して いるもの	⑨ 換価猶予等又 は履行が異なったが、 分割がありたが、 分割があり、 再度、納付、 中のもの		が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回	なおは 相相相 を を を を を を を を を を を を を を を を を	の受任通知が 届いているもの	① 債務者が破産 免責決定を受け	① 【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を	困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの			会計 残高配2のD に令3を扱びケ' ※残高を確認の ただしみでは認め ただしまでは、 ただしまでは、 に得合は場合となった。 (その報慮とは、 に代の場合となった。 で一致概念し、 に代のは、 に代のなった。 にでいた。
過 未収債権 の件数	C	845	133	3 0	42	129	C) (0	1,149	(24	0	(0 (0	24	1,173
来 夫収金 残高	C	39,347	4,379	0	9,208	5,551	c)	0	58,485	(1,337	0	(0 (0	1,337	59,822
現 未収債権 の件数	C	274	10	0	0	40	C		0	324	(4	0	(0	0	4	328
来 大収金 残高	C	14,223	1,142	2 0	0	2,712	C)	0	18,077	(223	0	()	0 (0	223	18,300

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 ··· ① → ② → ③ → 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑥ 又は ⑥ 又は ⑨ / 整理債権:{〔⑩ 又は ⑪ 又は ⑪ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯ 令和3年度 決算見込に おける 債務者数 令和3年度決算見込における 未収債権の件数(適年度十現年度) 令和3年度決算見込における 未収金残高(適年度十現年度) - 上記2のし(令2実績)のケ

	過年度	現年度
耳糸口室	・未収金回収業務について弁護士と委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談及び法的措置を含めた効果的な対応策を検討する。 ・責借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたうえで、催告及び納付文渉等を行う。 相続人の相続放棄が確認できており、相続人が不在となった案件について、相続財産管理人の申立てを行い、未収金の回収を試みる。	 ・納付期限後30日以内に督促状を送付するとともに、必要に応じて電話等による催告を行う。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたうえで、催告及び納付交渉等を行う。
耳糸写糸	・弁護士と未収金回収にかかる委任契約を締結し、滞納案件ことに法的観点から滞納解消を図り、その中で2件の長期滞納案件については、質借人の借地権付建物の 売却利益により弁済を行ってもらう手法を提案するなど、交渉・調整を行い、これらを解消した。 ・分納誓約を行っているにもかかわらず、履行延期となっている案件について、法的措置を視野に入れ、弁護士に委任し再度督促行為を行った。	 ・納入期限より30日以内に督促状を送付し、弁済がなされない案件については、文書や電話等による督促を行い早期滞納解消に努めた。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を実施した。
高是		 事業開始から概ねの年を経過し、当該建物の老朽化や質情人の高齢化が進む中、生活状況の変化により本件地に居住していないケースや、相様名義変更手続きがされていないケースも増加してきている。また、相続人不在、相続人の確定が困難、相続放棄など、権利関係が複雑化しておりその対応策について法律の専門的な知識が必要となってきている。 ・責借人から延長願いの提出があった案件については、履行延期の特約により納入期限を延長しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で、責借人の支払い能力が低下しているため、現年度の未収金額が増加傾向にある。
古皇安	 ・滞納交渉が進まない案件について、委任弁護士からの督促を実施し法的対応についても検討を行う。 ・訴訟や相続財産管理人選任など法的対応が必要な案件について、委任弁護士からの助言を受けながら法的アプローチを図る。 	- 履行延期の特約や分納警約の締結も視野に入れ、滞納交渉を進める。 - 納付書が届かない案件については相続が発生している可能性が高いので、迅速に相続調査を行う。

過年度	現年度
・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたうえで、催告及び納付交渉等を行う。	・納付期限後30日以内に督促状を遂付するとともに、必要に応じて電話、呼出し等による対面での納付交渉を確実に行う。 ・責借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたうえで、催告及び納付交渉等を行う。 ・極度額が設定された新民法適用案件については、一定期間の納付交渉(6が月)を経ても納付のない場合は連帯保証人に対する請求を必ず行う。

6	今和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較		土収今は古1倍用リレの停佐/	ひなきつま
n	予利/正塔手續における俄以※の以予行正都用以敷	•••	木以 帯秀高 1 息円以上の16件(リめに事

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位		位
-------------------------------	--	---

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	過年度徴収率	23.7%	

	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	96.7%	

	大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	88.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

所属 福祉局 担当 障がい支援課 債権整理番号(3ケタ) 045	債権区分 強制徴収公債権(強制公) 債権名 居宅介護給付費返還金(居宅生活支援費返還金)
----------------------------------	--

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 ・・・ いずれかの記号を入力 ※修正目標 ・・・ 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度 B1 現年度 — 合計(過年度+現年度) B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、<u>百円単位を四捨五入した、千円単位の参数</u> ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

					過年度分								現年度分				合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ġ	工	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	р '	1 .'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" = (エ+エ') ÷ (ウ+ウ')	ク" = (カ+カ') ÷ (ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 字元 実績	67,467	0	67,467	1,715	0	1,715	2.5%	2.5%	65,752	0	0	0	0	_	-	0	2.5%	2.5%	65,752
B 令2 実績	65,752	0	65,752	1,278	0	1,278	1.9%	1.9%	64,474	0	0	0	0	_	-	0	1.9%	1.9%	64,474
C 令3 修正目標	64,474	0	64,474	1,278	0	1,278	2.0%	2.0%	63,196	0	0	0	0	-	-	0	2.0%	2.0%	63,196
D 令3 実績	64,474	0	64,474	765	0	765	1.2%	1.2%	63,709	0	0	0	0		-	0	1.2%	1.2%	63,709
E 令4 当初目標	63,196	0	63,196	1,278	0	1,278	2.0%	2.0%	61,918	0	0	0	0	_	-	0	2.0%	2.0%	61,918
令4 修正目標	63,709	0	63,709	765	0	765	1.2%	1.2%	62,944	0	0	0	0	_	-	0	1.2%	1.2%	62,944
令5 当初目標	62,944	0	62,944	765	0	765	1.2%	1.2%	62,179	0	0	0	0	_	-	0	1.2%	1.2%	62,179

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数を依债務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

					回心	(債権						整理	債権				合計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	111	12	(13)	14)	15	16		理主の人引
分類	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種佐告中 又は 納付交渉中のも の	て、財産調査中 又は 行方不明等で所	差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】	換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、	り、 現在の分割納 付額で、10年以	は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、	いるもの			が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回	なおに 大大大 は 大大 は 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が や に く は 大が 大が 大が 大が 大が や に た が た が た が た が た が た が た が た が り に が た が り に が た が り に が り に り に り に り に り に り に り に り に		免責決定を受け	法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行ってい るもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を	困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの			残高の合計 = 上記2のD (令3実績ゲ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
過 未収債権 の件数	在	0 3	3	0	O	2	O	C	3	8	C	0	0	c		0 0	2	2	10
度 未収金 残高		22,341		0	0	9,421	0	(25,534	57,296	C	0	0	C		0 0	6,413	6,413	63,709
現 未収債権の件数	E	0 (0	0	0	0		0	0	C	0	0	C		0 0	0	0	0
度 未収金 残高		0		0	0	0	O	(0	0	C	0	0	C		0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。) ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が出れる(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
- それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が長む進んでいる者の状況で分類する。
- ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権:{ [⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数 令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度) 令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実績)のケ"

4	令和 :	3年度	の取組	内容	の検証な	بر

ı		
	過年度	現年度
	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行ってい	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。
_	返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	
組組		
取組内容		
-		
Ш		
	分割納付中の債権については、分割納付の履行を確認。 納付がない債権については、債務者と連絡がとれず所在調査中	-
取		
取組実績		
持		
Н	納付に至っていない債権について、早期に回収できるよう債務者と協議を続ける必要がある。	-
課題		
H	責務者と連絡がとれないものについて、財産調査等行う	-
改		
改善策		
. , .		
_	\$	

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	分納蓄約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。

6	今和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較		キ収全確定1倍田以上の信集	のみ記事
D.	う利ノエ塔手槍における俄以楽の以う行下が用い野	•••	木収 表 秀 島 一息 円以 上の 値 惟	ひりかくまに、歯

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位	1	位
-------------------------------	---	---

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都 平均
	過年度徴収率	1.9%	

	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	_	

	大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	1.9%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

所属	福祉局	担当	生活福祉部 地域福祉課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	私債権	債権名	大学奨学金貸付金返還金収入
----	-----	----	-------------	-------------	-----	------	-----	-----	---------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 ・・・ いずれかの記号を入力 ※修正目標 ・・・ 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度 A 現年度 A 合計(過年度+現年度) A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、<u>百円単位を四捨五入した、千円単位の参数</u> ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

						過年度分								現年度分				合計			
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	
		ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	工	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	р'		オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" = (エ+エ') ÷ (ウ+ウ')	ク" = (カ+カ') ÷ (ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'	
A 令元 実績		42,916	8,109	34,807	2,640	0	10,749	7.6%	25.0%	32,167	11,446	9,293	0	9,293	81.2%	81.2%	2,153	25.8%	36.9%	34,320	
B 令2 実績		34,320	1,209	33,111	676	0	1,885	2.0%	5.5%	32,435	9,017	8,152	0	8,152	90.4%	90.4%	865	21.0%	23.2%	33,300	
C 令3 修正	目標	33,300	3,542	29,758	700	0	4,242	2.4%	12.7%	29,058	9,300	7,328	0	7,328	78.8%	78.8%	1,972	20.6%	27.2%	31,030	
D 令3 実績		33,300	4,138	29,162	786	0	4,924	2.7%	14.8%	28,376	10,682	9,527	0	9,527	89.2%	89.2%	1,155	25.9%	32.9%	29,531	
E 令4 当初	目標	31,030	0	31,030	700	0	700	2.3%	2.3%	30,330	9,300	7,328	0	7,328	78.8%	78.8%	1,972	19.9%	19.9%	32,302	
F 令4 修正	目標	29,531	0	29,531	1,011	146	1,157	3.4%	3.9%	28,374	9,944	8,005	0	8,005	80.5%	80.5%	1,939	22.8%	23.2%	30,313	
G 分 当初	目標	30,313	0	30,313	818	0	818	2.7%	2.7%	29,495	10,000	8,700	0	8,700	87.0%	87.0%	1,300	23.6%	23.6%	30,795	

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数を依债務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

						回収	債権						整理	債権				合計		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	111	12	(13)	14)	15	16		理主の人引
3	分類	のもの (督促状未送付	督促状送付後、 各種惟告中 又は 納付交渉中のも の	て、財産調査中 又は 行方不明等で所	差押手続中のもの以位では要求中のもののはます。私】 (責・私】 (責務名義取得のため) のかもの	換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、	は履行延期の 特約等約により、 分割納付中であり、 現在額の分割納 内の完納見込	は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、	いるもの			が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回	なおは 根様 大き は は は は は は は は は は は は は	の受任通知が 届いているもの	免責決定を受け	法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行ってい るもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を	困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの			残高の合計 = 上紀2のD = 上紀2のD = 大名3実績が の か 及びが ・ 残高の数字の ー 大提四部である。 ・ 大きに伴うは場合は場合は場合は場合は場合は場合は場合はして一致機のかりた。 して受機のがしていたを して提出)
過年の	収債権 件数	0	11	C	0	1	4	10	5	j 4	35	C	2	0	1		0 0	0	3	38
度表	収金	0	3,440) (0	1,181	975	11,188	1,867	5,891	24,542	C	3,688	0	146	i	0 0	0	3,834	28,376
	収債権 件数	0	8	3 0	0	1	1	0	0	0	10	C	1	0	C		0 0	0	1	11
度機	収金 高	0	896	6	0	98	87	0	C	0	1,081	C	74	0	C		0	0	74	1,155

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。) ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相統割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
- それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権:{ [⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数 令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度) 令和3年度決算見込における 未収金携高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実務のグ"

	過年度	現年度
1		・免除申請書の提出が遅れている奨学生については、電話・訪問等により提出を促し、債権額の圧縮に努める。 ・免除基準を超える所得がある返還対象者については、返遠漏れがないよう、替促状の送付、人権上の配慮をしながら、必要に応じ電話替励等を行い、未収の発生に努める。
1 47 07 47	・令和4年3月末までに、期限変更手続の申請を行っていない者は、返還対象者1名となっている(所在不明)。 ・令和4年3月末現在で、新条例施行時に1,743,337千円あった債権(20年で処理予定)のうち、76,296にあたる1,328,486千円の債権処理を完了した。 ・新型コロナウイルス感染症の状況に配慮して訪問先を精査し、一方、郵送・電話による督促を強めることとなった。 ・債務名義を取得している者に対し、弁護士を活用して支払督促を行った。さらに、新たな取組として民事執行法に基づく預貯金債権等の情報取得手続の申立てを行った。	 国免除期間濁了後、免除期間更新の所得審查的結果、返還対象となる者がいる。「新たな未収金を極力発生させない"取組として、これらの者に対し、返還の開始時期や返還方法について丁寧な説明に努めることで、"免除から返還になったことへの強い反発"に配慮した対応をすすめた。その結果、奨学生本人及び保護者の理解を得ることができた。・返還対象者について、返還漏れがないよう。替促状の送付、人権上の配慮をしながら、必要に応じ電話督励等を行い、未収発生の防止に努めた。・・返還対象者について、返還漏れがないよう。首促状の送付、人権上の配慮をしながら、必要に応じ電話督励等を行い、未収発生の防止に努めた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・返還期限変更(延長)申請に応じたものの、頑なに返還に応じない者、連絡がとれない長期滞納者等についての対応について苦慮している。	・遠隔地居住者で、電話番号不明の奨学生に対しては、文書督動が中心にならざるを得ず、必要な説明等に苦慮している。
E 49	- 引き続き人権上の配慮をしながら、未申請理由ごとに夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行い、理解を得られていない僧受者に対して丁寧な説明を行い、未申請者に対し申請を行うよう働きかける。 - 長期滞納者については積極的な自宅訪問を行う等、本人または保護者との接触を図る。 - 債務名義を取得している者に対しては、預金照会や預貯金債権等の情報取得手続きを実施し、強制執行を検討する。	・内容について工夫を加えながら、文書督励を強化する。

過年度	現年度
・その他の借受者に対しては、現年度分に同じ。	・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。

6	今和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較		土収今は古1倍円以上の停垢	の シ 記 井
O	ラ利ノエ塔手槍における俄以※の以う行下都用以野	•••	木収 表残局 1 息円以上の16 惟	いみ 記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位	•	1
-------------------------------	---	---

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	過年度徴収率	2.0%	

	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	90.4%	

	大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	21.0%	

Х	①、	②を記載	できなし	\場合は、	その理由	
---	----	------	------	-------	------	--

所属	教育委員会事務局 担当	学事課奨学金債権管理グループ	債権整理番号(3ケタ)	800	債権区分	私債権	債権名	高等学校等奨学金貸付金返還金
----	-------------	----------------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度 A 現年度 A 合計(過年度+現年度) A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、<u>百円単位を四捨五入した、千円単位の参数</u> ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

					過年度分								現年度分					合計	
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	工	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	р'	x'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" = (エ+エ') ÷ (ウ+ウ')	p''' = (p + p') + (p' + p')	ケ" =ケ+ケ'
A 字元 実績	66,237	15,922	50,315	1,917	442	18,281	3.8%	27.6%	47,956	7,899	5,697	0	5,697	72.1%	72.1%	2,202	13.1%	32.3%	50,158
B 令2 実績	50,158	▲ 846	51,004	629	594	377	1.2%	0.8%	49,781	8,047	6,615	0	6,615	82.2%	82.2%	1,432	12.3%	12.0%	51,213
C 令3 修正目標	51,213	5,544	45,669	656	0	6,200	1.4%	12.1%	45,013	8,257	5,118	0	5,118	62.0%	62.0%	3,139	10.7%	19.0%	48,152
D 令3 実績	51,213	9,604	41,609	780	0	10,384	1.9%	20.3%	40,829	8,892	7,204	0	7,204	81.0%	81.0%	1,688	15.8%	29.3%	42,517
E 令4 当初目標	48,152	4,766	43,386	656	0	5,422	1.5%	11.3%	42,730	8,257	5,118	0	5,118	62.0%	62.0%	3,139	11.2%	18.7%	45,869
令4 修正目標	42,517	4,872	37,645	433	190	5,495	1.2%	12.9%	37,022	7,692	5,887	0	5,887	76.5%	76.5%	1,805	13.9%	22.7%	38,827
令5 当初目標	38,827	4,873	33,954	433	0	5,306	1.3%	13.7%	33,521	7,692	5,887	0	5,887	76.5%	76.5%	1,805	15.2%	24.1%	35,326

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数を依债務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

					回你	債権								整理	債権				合計
	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9		10	11)	12	(13)	14)	(15)	16		残高の合計
分類	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後 各種性告中 又は 納付交渉中のも の	て、財産調査中 又は 行方不明等で所	差押手続中のもの以下では要求中のものでは要求中のものでは事・私】 情務名義取得のためもの	換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、	は履行延期の 特額を 特許を 特別を はり、 分別を がでいる り、 での分割 が、 で、10年の 内の完納 見込	は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、	いるもの			が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回	なおければ、 なおは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、		免責決定を受け	法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行ってい るもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を	困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの			残馬の合計 三上記字を のケ及びケ・ ・ 残高の数字の 一致を提出。 ただL四括五入 に伴う不除(。 に伴う不除(。 に伴う不りをしなった も対して、不一致となった 合性を少っつぶ して提出)
過 未収債権 の件数	(76	5 20	2	2	3	0	20	0	123	C	0	1	0	(0 0	0	1	124
生 未収金 残高	(21,222	9,488	1,386	751	1,174	0	6,771	0	40,792	C	0	39	0	(0 0	0	39	40,831
現 未収債権 の件数	2	2 43	3 1	1	0	0	0	1	0	48	C	0	0	0	(0 0	0	0	48
大 未収金 残高	15	1,530	14	41	0	0	0	85	0	1,687	C	0	0	0	(0 0	0	0	1,687

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

②1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 ··· ① → ② → ③ → 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑥ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権:{〔⑩ 又は ⑪ 又は ⑪ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯ 令和3年度 決算見込に おける 債務者数 令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度・現年度) 令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度・現年度) - 上記2の00(令2実務)のケ"

	過年度	現年度
1	・返還請求中の者に対しては、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・その他の借受者に対しては、現年度分に同じ。 ・煙行延期が10年継続している者について、債務免除を検討する。 ・債務名義を取得している者に対しては、弁護士を活用した督促通知について検討をする。	・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。
	・令和4年3月末までに、期限変更手続の申請を行っていない者は返還を除対象者31名、返還対象者1名となった。 ・令和4年3月末現在で、新条例施行時に2.375,570千円あった債権(20年で処理予定)のうち、81.696にあたる1,940,476千円の債権処理を完了した。 ・新型コロナウイルス感染症の状況に配慮して訪問を使える一方、郵送・電話による督促を強めることとなった。 ・弁護士を活用した督促を行った結果、債務承認や一部納付を得られた。 ・民事執行法に基づく預貯金債権等の情報取得手続の申立てを行った。	- 令和4年3月末までに、期限変更手続の申請を行っていない者は返還免除対象者31名、返還対象者1名となった。 ・令和4年3月末現在で、新条例施行時に2,375,570千円あった債権(20年で処理予定)のうち、81.6%にあたる1,940,476千円の債権処理を完了した。 ・新型コロナウイルス感染症の状況に配慮して訪問を控える一方、郵送・電話による督促を強めることとなった。
ales mile	・本人説明への切り替えや貼り強い訪問・文書送付により申請は一定進んだものの、一方で再三の訪問や説明を行っても連絡が取れなかったり理解が得られないなど、申請に至らないケースが残っており、引き続き申請依頼の対応方法を考える必要がある。 ・本人及び保護者と連絡がとれない長期滞納者について、文書送付以外の接触を図る必要がある。	 本人説明への切り着えや繰り返しの督促・案内により申請は一定進んだものの、一方で再三の訪問や説明を行っても連絡が取れなかったり理解が得られないなど、申請に至らないケースが残っており、引き続き申請依頼の対応方法を考える必要がある。
1 4	- 引き続き人権上の配慮をしながら、未申請理由ごとに夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行い、理解を得られていない僧受者に対して丁草な説明を行い、 未申請者に対し申請を行うよう働きかける。 ・長期滞納者については積極的な自宅訪問を行う等本人または保護者との接触を図る。 ・債務名義を取得している者に対しては、預金照会や預貯金債権等の情報取得手続きを実施し、強制執行を検討する。	- 引き続き人権上の配慮をしながら、未申請理由ごとに夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行い、理解を得られていない僧受者に対して丁寧な説明を行い、未申請者に対し申請を行うよう働きかける。

過年度	現年度
・その他の借受者に対しては、現年度分に同じ。	・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。

6	今和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較		キ収全確定1倍田以上の信集	のみ記事
D.	う利ノエ塔手槍における俄以楽の以う行下が用い野	•••	木収 表 秀 島 一息 円以 上の 値 惟	ひりかくまに、歯

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位	位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	過年度徴収率	1.2%	

	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	82.2%	

	大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	12.3%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

所属 福祉局 担当 保険年金課 債権整理番号(3ケタ) 027 債権区分 強制徴収公債権(強制公) 債権名 国民健康保険料(不現住)

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 ・・・ いずれかの記号を入力 ※修正目標 ・・・ 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度 A 現年度 A 合計(過年度+現年度) A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、<u>百円単位を四捨五入した、千円単位の参数</u> ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分							現年度分							合計				
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	Ò	工	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	р'	ı.'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" = (エ+エ') ÷ (ウ+ウ')	p'' = $(p+p')$ ÷ $(p'+p')$	ケ" =ケ+ケ'
A 字元 実績	301,525	8,432	293,093	0	109,314	117,746	0.0%	39.1%	183,779	97,457	C	0	0	0.0%	0.0%	97,457	0.0%	29.5%	281,236
B 令2 実績	281,236	41,633	239,603	0	98,628	140,261	0.0%	49.9%	140,975	96,196	C	0	0	0.0%	0.0%	96,196	0.0%	37.2%	237,171
C 令3 修正目標	237,171	7,013	230,158	0	82,678	89,691	0.0%	37.8%	147,480	94,990	C	0	0	0.0%	0.0%	94,990	0.0%	27.0%	242,470
D 令3 実績	237,171	60,284	176,887	0	73,659	133,943	0.0%	56.5%	103,228	73,484	C	0	0	0.0%	0.0%	73,484	0.0%	43.1%	176,712
E 令4 当初目標	242,470	28,953	213,517	0	84,525	113,478	0.0%	46.8%	128,992	91,812	C	0	0	0.0%	0.0%	91,812	0.0%	33.9%	220,804
令4 修正目標	176,712	▲ 3,357	180,069	0	55,912	52,555	0.0%	29.7%	124,157	92,022	O	0	0	0.0%	0.0%	92,022	0.0%	19.6%	216,179
令5 当初目標	216,179	39,487	176,692	0	68,399	107,886	0.0%	49.9%	108,293	92,531	C	0	0	0.0%	0.0%	92,531	0.0%	34.9%	200,824

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数を改債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

					回收	(債権								整理	債権				合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10	11	12	13	14)	15	16		T0
分類	滞納発生直後 のもの (替促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種佐告中 又は 納付交渉中のも の	て、財産調査中 スは 行方不明等で所	差押手続中のもの の 又は で交付要求中のもの ではま・私】	換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、	り、 現在の分割納	は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納				が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回	なおは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の受任通知が 届いているもの	免責決定を受け	法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行ってい るもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を	困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの	消滅時効期間 が経過している もの		残高の合計 = 上記2のD ー 令3実績が、 ※ 残あの数字の 一 大変なが、 ※ 残るの数字の 一 大変を出いました。 一 大変を出いました。 ・ 大変を出いました。 ・ 大変をした。 ・ 大変をした。
過 未収債 の件数	権	0	0	0) ()	0)	0	0	C	11,321	0	C	1	0	0	11,321	11,321
年 大収金 残高		0 () (0) () (0)	0	0	C	103,228	0	C		0	0	103,228	103,228
現 未収債の件数		0 0	0	0) () (0)	0	0	C	6,046	0	C		0	0	6,046	6,046
度 未収金 残高		0		0			0		0	0	C	73,484	0	C		0	0	73,484	73,484

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

②1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 ··· ① → ② → ③ → 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑥ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権:{〔⑩ 又は ⑪ 又は ⑪ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯ 令和3年度 決算見込に おける 債務者数 令和3年度決算見込における 未収債権の件数(適年度・現年度) 令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度・現年度) = 上記2のD(令2実務)のケ"

	過年度	現年度
取組内容	保険料決定通知書等発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民 基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促した。 また、局からも所在不明等による資格疑義世帯にかかる情報提供を行うなど、区と局が連携して不現住世帯の解消に取り組んだ。	の担当と連携し、職権消除等を促した。 また、局からも所在不明等による資格疑義世帯にかかる情報提供を行うなど、区と局が連携して不現住世帯の解消に取り組んだ。
	文書返戻世帯等について、国保等システムから出力される配信帳票や、局にて作成した資料等に基づく居住確認調査等を区にて実施するとともに、局においてもその 進捗管理に努めてきたところである。	文書返戻世帯等について、国保等システムから出力される配信帳票や、局にて作成した資料等に基づく居住確認調査等を区にて実施するとともに、局においてもその進捗管理 に努めてきたところである。
課題	所在判明に至らず、結果未収となっている世帯がある。	所在判明に至らず、結果未収となっている世帯がある。
改善策	「5.令和3年度の取組内容」のとおり	「5.令和3年度の取組内容」のとおり

	過年度	現年度
取組内容		引き続き、保険料決定通知審等免送文書の返展管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住 民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促す。 また、局からも所在不明等による資格疑義世帯にかかる情報提供を行うなど、区と局が連携して不現住世帯の解消に取り組んでいく。

6	今和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較		キ収全確定1倍田以上の信集	のみ記事
D.	う利ノエ塔手槍における俄以楽の以う行下が用い野	•••	木収 表 秀 島 一息 円以 上の 値 惟	ひりかくまに、歯

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由	1
----------------------	---

所属	福祉局	担当	保険年金課	債権整理番号(3ケタ)	029、030	債権区分	私債権、強制徴収公債権	債権名	国民健康保険給付費返還金
----	-----	----	-------	-------------	---------	------	-------------	-----	--------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 ・・・ いずれかの記号を入力 ※修正目標 ・・・ 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度 A 現年度 B1 合計(過年度+現年度) A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、<u>百円単位を四捨五入した、千円単位の参数</u> ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

					過年度分								現年度分				合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	
	ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	工	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	р'	x'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" = (エ+エ') ÷ (ウ+ウ')	p'' = $(p+p')$ ÷ $(p'+p')$	ケ" =ケ+ケ'	
A 字元 実績	301,108	3,131	297,977	62,840	16,956	82,927	21.1%	27.5%	218,181	476,943	388,239	0	388,239	81.4%	81.4%	88,704	58.2%	60.6%	306,885	
B 令2 実績	306,885	5,982	300,903	72,276	22,384	100,642	24.0%	32.8%	206,243	603,346	489,605	0	489,605	81.1%	81.1%	113,741	62.1%	64.8%	319,984	
C 令3 修正目標	319,984	0	319,984	79,861	14,260	94,121	25.0%	29.4%	225,863	500,000	407,000	0	407,000	81.4%	81.4%	93,000	59.4%	61.1%	318,863	
D 令3 実績	319,984	5,312	314,672	100,472	24,353	130,137	31.9%	40.7%	189,847	499,300	402,237	0	402,237	80.6%	80.6%	97,063	61.8%	65.0%	286,910	
日 日 当初目標	318,863	0	318,863	79,589	14,260	93,849	25.0%	29.4%	225,014	450,000	366,300	0	366,300	81.4%	81.4%	83,700	58.0%	59.8%	308,714	
F 令4 修正目標	286,910	0	286,910	57,282	21,231	78,513	20.0%	27.4%	208,397	450,000	364,000	0	364,000	80.9%	80.9%	86,000	57.2%	60.0%	294,397	
G 当初目標	294,397	23,557	270,840	54,110	21,231	98,898	20.0%	33.6%	195,499	450,000	364,000	0	364,000	80.9%	80.9%	86,000	58.0%	62.2%	281,499	

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数を依债務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

					回収	債権								整理	債権				合計
分類	① 滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	② 督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	て、財産調査中 又は 行方不明等で所 在など調査中 又は	差押手続中のも の 又は 交付の なけ要求中のも の 【非・私】 債務名義的手続	⑤ 【強制公】 差押之後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、	⑥ 換価猶予等又は機行延は特約等別の特約等別の分割納付の分割納付のの分割納以及在のの分割納以内のの完成で10年込	は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納				が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回 収見込みがない もの	なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確 定 若しくは	の受任通知が 届いているもの	① 債務者が破産 免責決定を受け	(連制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っているもの 「非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を	困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの	値 消滅時効期間 が軽過している もの		会計 残高の合計 上記2のD (令3及びゲ' ※残高の確認の 上、だし四条 に伴う不原と はでする。 はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
					強制執行予定のもの						優務名義を取得 したが、債務者 の財産少額により、強制執行見 込のないもの	o o				行延期の特約 等を行えないも の			(その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)
過 未収債権 の件数	i	8,960	236	0	7	1,668	57	,	182	11,112	0	505	0	25		219	1,044	1,793	12,905
度 未収金 残高	35	131,449	3,465	0	302	24,466	835	6	2,668	163,220	0	7,415	0	360		3,220	15,632	26,627	189,847
現 未収債権 の件数	8	6,388	0	0	0	20	0)	0	6,495	0	60	2	C		60	0	122	6,617
度 未収金 残高	1,276	93,704	C	0	0	288	0		0	95,268	0	883	32	C		880	0	1,795	97,063

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

②1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 ··· ① → ② → ③ → 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑥ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権:{〔⑩ 又は ⑪ 又は ⑪ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯ 令和3年度 決算見込に おける 債務者数 令和3年度決算見込における 未収債権の件数(適年度十現年度) 令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度十現年度) - 上記2のD(令2実績)のケ

	過年度	現年度
容	 ・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図る。 ・各区に対し目標徴収率の設定や具体処理策の報告を依頼するとともに、他区の取組状況を周知する。徴収率が改善されない区に対してはヒアリング等を行い、課題を検証し改善に努める。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・生活因癖状態で徴収見込のないものや、死亡、行方不明等で徴収見込のないもの等について、再度整理を行ったうえで、法令等に従い履行延期特約や徴収停止等の適切な措置を行う。 【強制公】 ・財産差押えを行った債権については、配当通知があれば速やかに手続きを行い充当する。 	・各区に対し目標徴収率の設定や具体処理策の報告を依頼するとともに、他区の取組状況を周知する。徴収率が改善されない区に対してはヒアリング等を行い、課題を検証し改善に努める。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 【強制公】 ・医療費等の不正請求に関する返還金が発生すれば、早期の納付に向け交渉を行う。
紅組実	・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図った。	 【私債権】 ・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行った。 ・各区担当者への研修会を7月に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図った。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行った。 【法輸公】 ・返還金が発生したが、完納させた。
題	 ・債権管理だけをしている区の担当者はいないので、理解度や進捗状況が区により異なる。 ・医療機関等に対する返還金については、国及び府の指導及び監査の状況(本市は把握不可能)によって、毎年度返還金額が変わり、他の市町村にも債権がある場合は、必ず複数年にわたる分納となる。 	【私権権】 ・発生原因に、被保険者の資格喪失後受診に対する理解度が関係している。 ・侵権管理だけをしている区の担当者はいないので、理解度や進捗状況が区により異なる。 ・侵権機関等に対する返還金については、国及び府の指導及び監査の状況(本市は把握不可能)によって、毎年度返還金額が変わり、他の市町村にも債権がある場合は、必ず複数年にわたる分納となる。 【途頼公】 ・返還金が発生したが、完納させた。
改善	 【私債権】 ・債務者に対し、債権発生の原因等を説明し、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。 ・研修会等を通じ、他区の取り組み状況を周知し、必要に応じ個別の相談、支援を行う。 ・医療機関等に対する返還金については、毎年、資産や弁済状況を確認し、分納金額の見直し等の交渉を行う。 【強制公】 ・特になし 	【私債権】 ・債務者に対し、債権発生の原因等を説明し、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。 ・研修会等を通じ、他区の取り組み状況を開知し、必要に応じ個別の相談、支援を行う。 ・医療機関等に対する返還金については、毎年、資産や弁済状況を確認し、分納金額の見直し等の交渉を行う。 【強制公】 ・特になし

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
耶組内	・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図る。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を 精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。	 【私債権】 ○区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を精査しつ 同様の取り組みを継続する。 ・保険者間間整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 ・破産免責債権については、債権放棄を行う。 【強制公】 ・加算金が発生すれば、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の)順位	位							
② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
	過年度徴収率	24.0%		現年度徴収率	81.1%		合計(過年度+現年度)徴収率	62.1%	

※①、②を記載できない場合は、その理由 <mark>政令指定都市よって債権分類が違い、一概に比較できないため。</mark>

所属	福祉局	担当	介護保険課	債権整理番号(3ケタ)	066,076	債権区分	強制•非強制徴収公債権	債権名	介護保険給付費不正・不当利得返還金及び加算金
----	-----	----	-------	-------------	---------	------	-------------	-----	------------------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 ・・・ いずれかの記号を入力 ※修正目標 ・・・ 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度 B1 現年度 A 合計(過年度+現年度) A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、<u>百円単位を四捨五入した、千円単位の参数</u> ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

					過年度分								現年度分					合計	
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ġ	工	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	р'		オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" = (エ+エ') ÷ (ウ+ウ')	ク" = (カ+カ') ÷ (ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 字元 実績	135,377	0	135,377	4,074	6,682	10,756	3.0%	7.9%	124,621	30,154	18,792	0	18,792	62.3%	62.3%	11,362	13.8%	17.9%	135,983
B 令2 実績	135,983	▲ 61	136,044	6,187	789	6,915	4.5%	5.1%	129,068	60,085	35,089	0	35,089	58.4%	58.4%	24,996	21.0%	21.4%	154,064
C 令3 修正目標	154,064	0	154,064	23,679	0	23,679	15.4%	15.4%	130,385	44,609	28,918	0	28,918	64.8%	64.8%	15,691	26.5%	26.5%	146,076
D 令3 実績	154,064	0	154,064	12,617	9,153	21,770	8.2%	14.1%	132,294	18,705	12,724	0	12,724	68.0%	68.0%	5,981	14.7%	20.0%	138,275
E 令4 当初目標	146,076	0	146,076	11,679	0	11,679	8.0%	8.0%	134,397	44,609	28,918	0	28,918	64.8%	64.8%	15,691	21.3%	21.3%	150,088
令4 修正目標	138,275	0	138,275	13,431	1,489	14,920	9.7%	10.8%	123,355	18,705	12,724	0	12,724	68.0%	68.0%	5,981	16.7%	17.6%	129,336
令5 当初目標	129,336	0	129,336	13,431	0	13,431	10.4%	10.4%	115,905	18,705	12,724	0	12,724	68.0%	68.0%	5,981	17.7%	17.7%	121,886

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数を依债務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

		回収債権						整理債権						合計						
		① 滞納発生直後 のもの (替促状未送付 のもの)	各種催告中	て、財産調査中 又は 行方不明等で所 在など調査中 又は	差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】	⑤ 【強制公】 差押之後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後後、	⑥ 換価猶予等又は機行延は特約等別の特約等別の分割納付の分割納付のの分割納以及在のの分割納以内のの完成で10年込	特約等又は分 納誓約により、 分割納付中だ	⑧ 換価猶予等又 は極精予等別 特約等者の資子 情所でにより、 自復を持つ力 ので、 ので、 ので、 が、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	③ 換価猶予等又 は履務予第延 は関係が 納蓄等を が、 分割納等が、 分割が、 分行が履 再度、納付、 交渉 中のもの		が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回 収見込みがない もの	相続人調査後なお相続人未確定 若しくは相続人不存在確定だが、 停止の判断に 至れていないも	人から債務整理 の受任通知が	①3 債務者が破産	(注) 【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行ってい るもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を	困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	もの 3 -		残高の合計 ・ 上記実績)のケスを出来る。 ・ 小致を提出。 ・ 大だし四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
過年	未収債権 の件数	(8		0	0	5	9	(0 1	23	0	0	0	2)	1 1	4	27
度	未収金 残高	(7,803		0	0	27,270	92,875	(0 1,054	129,002	0	0	0	255	(1,80	2 1,234	3,291	132,293
現年	未収債権の件数	(0 6		0	0	2	0	(0 0	8	0	0	0	C	(0 0		8
度	未収金 残高	(1,535		0	0	4,446	0	(0 0	5,981	0	0	0	c	(0 0	(5,981

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権:{ [⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数 令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度 + 現年度) 令和3年度決算見込における 未収金携高(過年度 + 現年度) = 上記2のD(令2実務)のゲ

	過年度	現年度
取組内容	(強制公) - 弁護士専門家に助言を仰ぎつつ、引き続き納付交渉等、適切に対応していく。 - 分輪により返還中の事業所についても、早期での完済となるよう交渉する。 - 財産調金、 湯納処分等を行うも、時効が到来した債権については、適切に不納欠損処理をすすめる。 【非強公】 - 弁護士等専門家の助言を仰ぎつつ、引き続き納付交渉等、適切に対応していく。	[強制公] ・返還金が発生した場合は、当該事業所に一括納付をさせるよう、納付交渉を行う。 ・・返還金が発生した場合は、当該事業所に一括納付をさせるよう、納付交渉を行う。 ・括納付が困難な事業所によいては、必要に応じて分割納付を行うなどの納付交渉を行う。 納付相談等に応じない事業所の場合は、財産調査を行いながら、差押等の強制徴収を行う。 特に悪質な事業所については、指定・指導プループとも連携し、法的な手段も視野にいれて対応していく。 ・不正発覚から処分決定までの間、当該事業所の介護給付費の審査支払については、一旦保留する。 なお、本市への返還金が発生する場合は、介護給付費の支払い先を当該事業所ではなく、本市に変更する。 【非強公】 ・返還金が発生した場合は、当該事業所に一括納付させるよう納付交渉を行う。 ・被保険者の高額介護サービス費等返還金については、翌月以降の高額介護サービス費との調整を行うよう取り組む。
	【強制公】 - 一部債務者については、粘り強い納付交渉により、少しずつではあるが分割納付させることができた。 【非強公】 - 弁護士等専門家の助言を仰ぎつつ、引き続き納付交渉等、適切に対応した。	[強制公] ・速やかに納付交渉を行い、収入済のもの。 事業所 3件 3,260,209円 [非強公] ・速やかに納付交渉を行い、収入済のもの。 事業所 2,204,137円 被保険者 7,259,963円
課	【強制公】・・介護サービス事業所は、不正による指定取消によって事業廃止となる一方、法人に責任財産が皆無であるので不正請求等を行った代表者への支払を求めるしかない。しかし、その場合、強制徴収ができない。 【非強公】 不当利得返還金は非強制公債権であるため、財産調査等により財産が判明した場合であっても即差押えを執行することができない。 ※裁判所等に訴えを提起する等の手続きを経る必要がある	【強制公】当該法人に支払能力が乏しく返還金額が多大な場合は、指定取消となり事業による収入が途絶えることから分割納付等の交渉も困難である。【非強公】当該法人に支払能力が乏しく返還金額が多大な場合は分割納付等の交渉も困難である。
改善策	【強制公】 ・必要に応じて弁護士等の助言を仰ぎ、適切な対応を行う。 【非強公】 ・必要に応じて弁護士等の助言を仰ぎ、適切な対応を行う。 ・必要に応じて弁護士等の助言を仰ぎ、適切な対応を行う。	【強制公】 ・必要に応じて弁護士等の助言を仰ぎ、適切な対応を行う。 【非強公】 ・必要に応じて弁護士等の助言を仰ぎ、適切な対応を行う。 ・必要に応じて弁護士等の助言を仰ぎ、適切な対応を行う。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
*	・分割納付により返還中の事業所についても増額交渉を行って早期の完済となるよう、努める。 ・財産調査、滞納処分を行うも時効が到来した債権については、適切に不納な損処理をすすめる。 【非強公】 ・弁護士等の助言を仰ぎつつ、引き続き納付交渉等を適切に対応していき、未収残高の縮減につなげる。 ・分割納付により返還中の事業所についても増額交渉を行って早期の完済となるよう努める。	[強制公] ・返還金が発生した場合は、早期に当該事業所と接触を図り一括納付をさせるよう納付交渉を行う。 ・・括納付が困難な事業所においては、必要に応じて分割納付を行うなどの納付交渉を行う。 ・・括納付が困難な事業所においては、必要に応じて分割納付を行うなどの納付交渉を行う。 納付交渉等にも応じない事業所の場合は、財産調査を行いながら、差押等の強制徴収を行う。 特に悪質な事業所については、指定・指導グループとは連携と統めて乗む視野にいれて対応していく。 ・不正発覚から処分決定までの間、当該事業所の介護給付費の審査支払については、一旦保留する。 なお、本市への返還金が発生する場合は、介護給付費の支払い先告当該事業所ではなく、本市に変更する。 【非強公】 ・返還金が発生した場合は、早期に当該事業所と接触を図り一括納付させるよう納付交渉を行う。 ・被保険者の高額介護サービス費等返還金については、翌月以降の高額介護サービス費との調整(相殺)を行うよう取り組む。

_			
e	今和9年度宝繕における常収率の政会指定報市比較	 夫収全残草1倍田以上の倍焼のみ記:	鈱

合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位	1
D III K K T T T T T T T T T T T T T T T T	-

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較		大阪市 (上記1Bキ)
	過年度徴収率	4.5%

政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
	現年度徴収率	58.4%	

	大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	21.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由 各市によって債権の発生状況等が異なることから、比較が困難であるため